

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和元年9月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第21号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(亀山市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 亀山市職員の分限に関する条例(平成17年亀山市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(亀山市職員給与条例の一部改正)

第2条 亀山市職員給与条例(平成17年亀山市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第12条第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の規定の」に改める。

第44条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第45条第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁^こ錮」に改める。

第47条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法

第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 2 項第 1 号中「、若しくは失職し」を削る。

（亀山市職員退職手当支給条例の一部改正）

第 3 条 亀山市職員退職手当支給条例（平成 17 年亀山市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項第 2 号中「（同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。）」を削る。

（亀山市消防団条例の一部改正）

第 4 条 亀山市消防団条例（平成 17 年亀山市条例第 148 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号を削り、同条第 2 号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第 1 号とし、同条第 3 号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条第 4 号を同条第 3 号とする。

第 6 条第 2 項第 1 号中、「前条第 3 号」を「前条第 2 号」に改める。

（亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 5 条 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年亀山市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項第 2 号中「第 34 条の 20 第 1 項第 4 号」を「第 34 条の 20 第 1 項第 3 号」に改める。

（亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 6 条 亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 27 年亀山市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条及び第 15 条中「、若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

第 17 条第 2 項第 2 号中「（同法第 16 条第 1 号に該当する場

合を除く。)」を削る。

附 則

この条例中第 1 条から第 4 条まで及び第 6 条の規定は令和元年 12 月 14 日から、第 5 条の規定は公布の日から施行する。